

公告 R5-05 号

令和 5 年 10 月 2 日

中越パルプ工業健康保険組合
理事長 福本亮治
(公印省略)

組合規約一部変更の件

標題の件について、第 156 回組合会において議決されましたので、ここに公告します。

記

健康保険組合新事業運営基準をもとに第 31 条を、その他は、令和 5 年 7 月 20 日実施の東海北陸厚生局による指導監査指摘事項改善のため、当健保の規約の改正を行うものです。

(別紙 新旧対照表参照)

以上

(令和5年10月1日改訂)

新	旧
<p>(理事会の決定事項)</p> <p>第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(削る)</p> <p>(1) 常務理事の選任及び解任の同意</p> <p>(2) 事業運営の具体的方針</p> <p>(3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法</p> <p>(4) この規約に定める事項</p> <p>(5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの</p> <p>(標準報酬)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 法第47条第1項第2号かっこ書きの規定に基づき定める額は、この組合が管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額に相当する額とする。</p> <p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第45条の2 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の介護保険法第11条に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるおものに限る。)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算とする。</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第50条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合のホームページに掲示する。</p>	<p>(理事会の決定事項)</p> <p>第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。</p> <p>(1) 組合会に提出する議案</p> <p>(2) 常務理事の選任及び解任の同意</p> <p>(3) 事業運営の具体的方針</p> <p>(4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法</p> <p>(5) この規約に定める事項</p> <p>(6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの</p> <p>(標準報酬)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 法第47条第1項第2号の規定に基づく法第3条第4項の規定による被保険者の標準報酬の基礎とするその者の保険者の管掌する前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の範囲内とする。</p> <p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第45条の2 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の介護保険法第11条に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるおものに限る。)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算とする。</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 準備金(介護納付金に係る準備金を除く。)は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。</p> <p>(1) ~ (11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第50条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合(及び事業所)の掲示板に掲示する。</p>

新	旧
<p>(傷病手当金付加金)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 (削除)</p> <p>3 第1項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p> <p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第60条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、被保険者又はその被扶養者1人につき、それぞれ別表1に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。(削る)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附則 この規約は、令和5年10月1日から施行する。</p>	<p>(傷病手当金付加金)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるとき、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。 この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項若しくは第5項のいずれかに該当する場合 支給があったものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。 ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。 ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額 イ. 報酬の額 ウ. 障害厚生年金の額 エ. 老齢退職年金の額</p> <p>(2) 法第108条第4項に該当する場合 傷病手当金付加金の全額。 ただし、第1号ア、イ又はエに該当する場合は、同号の規定により算定される額とする。</p> <p>3 第1項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。</p> <p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第60条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、別表1に掲げる者の区分に応じ、被保険者又はその被扶養者1人につきそれぞれ別表1に定める額を控除して得た額とする。 但し、被扶養者については被保険者分を控除後、残額からその被扶養者該当分を控除する。</p> <p>3・4 (略)</p>